

電気通信システム委員会決定第2号の改正

ITU-T 第20研究委員会(SG20)の設置に伴い、当該委員会に対する対処等についても、電気通信システム委員会が担当するよう、「電気通信システム委員会の運営について(平成25年情報通信審議会情報通信技術分科会電気通信システム委員会決定第2号)」の改正を実施。

1 電気通信システム委員会の運営について(平成25年情報通信審議会情報通信技術分科会電気通信システム委員会決定第2号)

- (1) 決定の改正は別紙1のとおり。
- (2) 新旧対照表

改正後	改正前																																																		
<p>1 委員会の開催 本委員会は、部会決定第1号で規定される本委員会の所掌であるITU電気通信標準化部門(ITU-T)各研究委員会(SG)会合、電気通信標準化アドバイザーグループ(TSAG)会合、レビュー委員会(RevCom)又はそれらの作業部会(WP)の会合(以下「SG等会合」という。)への対処並びに当該会合の結果に関して、第2項に規定する事項を検討するために開催する。なお、このほか主査が必要と認めるときは、適宜開催する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表 事務局注1及び協力事務局注2の担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局及び協力事務局</th> <th>担当 SG 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG2</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG5 (ICTと気候変動に関する課題を除く。)及びSG15</td> </tr> <tr> <td>情報流通行政局 情報流通振興課</td> <td>SG5 (ICTと気候変動に関する課題に限る。)</td> </tr> <tr> <td>情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室</td> <td>SG9</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG11</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG12</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG13</td> </tr> <tr> <td>情報通信国際戦略局 通信規格課</td> <td>SG16</td> </tr> <tr> <td>情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室</td> <td>SG17</td> </tr> <tr> <td>情報通信国際戦略局 通信規格課</td> <td>SG20</td> </tr> <tr> <td>情報通信国際戦略局 通信規格課</td> <td>TSAG</td> </tr> <tr> <td>情報通信国際戦略局 通信規格課</td> <td>RevCom</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 事務局 情報通信国際戦略局通信規格課</p> <p>注2 協力事務局 総合通信基盤局電気通信技術システム課(番号企画室を含む。) 情報流通行政局情報流通振興課(情報セキュリティ対策室を含む。) 情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室</p> <p>注3 総合通信基盤局電気通信技術システム課には、番号企画室を含む。</p>	事務局及び協力事務局	担当 SG 等	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG2	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG5 (ICTと気候変動に関する課題を除く。)及びSG15	情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICTと気候変動に関する課題に限る。)	情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	SG9	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG11	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG12	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG13	情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16	情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	SG17	情報通信国際戦略局 通信規格課	SG20	情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG	情報通信国際戦略局 通信規格課	RevCom	<p>1 委員会の開催 本委員会は、部会決定第1号で規定される本委員会の所掌であるITU電気通信標準化部門(ITU-T)各研究委員会(SG)会合、電気通信標準化アドバイザーグループ(TSAG)会合、レビュー委員会(RevCom)又はそれらの作業部会(WP)の会合(以下「SG等会合」という。)への対処並びに当該会合の結果に関して、第2項に規定する事項を検討するために開催する。なお、このほか主査が必要と認めるときは、適宜開催する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表 事務局注1及び協力事務局注2の担当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局及び協力事務局</th> <th>担当 SG 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG2</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG5 (ICTと気候変動に関する課題を除く。)及びSG15</td> </tr> <tr> <td>情報流通行政局 情報流通振興課</td> <td>SG5 (ICTと気候変動に関する課題に限る。)</td> </tr> <tr> <td>情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室</td> <td>SG9</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG11</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG12</td> </tr> <tr> <td>総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3</td> <td>SG13</td> </tr> <tr> <td>情報通信国際戦略局 通信規格課</td> <td>SG16</td> </tr> <tr> <td>情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室</td> <td>SG17</td> </tr> <tr> <td>情報通信国際戦略局 通信規格課</td> <td>TSAG</td> </tr> <tr> <td>情報通信国際戦略局 通信規格課</td> <td>RevCom</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 事務局 情報通信国際戦略局通信規格課</p> <p>注2 協力事務局 総合通信基盤局電気通信技術システム課(番号企画室を含む。) 情報流通行政局情報流通振興課(情報セキュリティ対策室を含む。) 情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室</p> <p>注3 総合通信基盤局電気通信技術システム課には、番号企画室を含む。</p>	事務局及び協力事務局	担当 SG 等	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG2	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG5 (ICTと気候変動に関する課題を除く。)及びSG15	情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICTと気候変動に関する課題に限る。)	情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	SG9	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG11	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG12	総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG13	情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16	情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	SG17	情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG	情報通信国際戦略局 通信規格課	RevCom
事務局及び協力事務局	担当 SG 等																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG2																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG5 (ICTと気候変動に関する課題を除く。)及びSG15																																																		
情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICTと気候変動に関する課題に限る。)																																																		
情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	SG9																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG11																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG12																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG13																																																		
情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16																																																		
情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	SG17																																																		
情報通信国際戦略局 通信規格課	SG20																																																		
情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG																																																		
情報通信国際戦略局 通信規格課	RevCom																																																		
事務局及び協力事務局	担当 SG 等																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG2																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG5 (ICTと気候変動に関する課題を除く。)及びSG15																																																		
情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICTと気候変動に関する課題に限る。)																																																		
情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	SG9																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG11																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG12																																																		
総合通信基盤局 電気通信技術システム課注3	SG13																																																		
情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16																																																		
情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	SG17																																																		
情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG																																																		
情報通信国際戦略局 通信規格課	RevCom																																																		

電気通信システム委員会の運営について

平成 23 年 5 月 18 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第1号
改正

平成 25 年 5 月 28 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第 2 号
改正

平成 27 年 8 月 27 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
電気通信システム委員会決定第 3 号

本委員会は、ITU 部会における委員会の設置及び運営について(平成 23 年 2 月 25 日情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会決定第1号)(以下、「部会決定第 1 号」という。)第3項(9)に基づき、部会決定第 1 号の他、本委員会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 委員会の開催

本委員会は、部会決定第 1 号で規定される本委員会の所掌である ITU 電気通信標準化部門(ITU-T)各研究委員会(SG)会合、電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)会合、レビュー委員会(RevCom)又はそれらの作業部会(WP)の会合(以下「SG 等会合」という。)への対処並びに当該会合の結果に関して、第2項に規定する事項を検討するために開催する。なお、このほか主査が必要と認めるときは、適宜開催する。

2 審議事項

- (1) ITU 世界電気通信標準化総会(WTSA)に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU-T の研究課題の望ましい作業計画に関する事項
- (2) SG 等会合への対処方針若しくは当該会合で行われる研究課題又は勧告の承認に関する事項であって重要なもの
- (3) 上記(2)で重要とされたものに関連した日本寄書の提出に関する事項
- (4) ITU-T の各 SG 間で連携を取る必要があると主査が認める事項
- (5) その他、主査が必要と認める事項

3 委員会の運営

- (1) 委員会は、電子メール又は構成員の参集により会合を開催する。
- (2) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員、臨時委員又は専門委員がこれに当たる。主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (3) 主査は、委員会の調査審議にあたり必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認める者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- (4) 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、事務局に、関係者からの情報収集と、当該関係者との意見交換を行わせることができる。
- (5) 委員会は、部会決定第 1 号に示すとおり、総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課(以下、「協力事務局」という。)の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局の運営を行うものとし、事務局及び協力事務局の担当は別表に示すとおりとする。
- (6) 事務局及び協力事務局の業務と役割は、以下のとおりとする。

- (ア) 担当する SG 等会合への対応のあり方や SG の勧告承認手続き等について、情報通信技術委員会 (TTC) 等の国内の標準化に関する民間団体での議論の内容を踏まえて、担当する SG に関する ITU セクターメンバー及び有識者等(以下、「SG 関係者」という。)に対して、確認を行うこと。
- (イ) 担当する SG 等会合に係る結果の報告について、SG 関係者に対して、情報を共有すること。
- (ウ) 担当する SG 等会合での議論に応じ、所掌する法令・制度・政策に関連する事項に関して、SG 関係者と協議の上、対応を行うこと。
- (エ) 担当する SG 等会合への対処方針若しくは当該会合で行われる研究課題又は勧告の承認に関して、SG 関係者と協議の上、重要であると判断された事項について、主査の了解を得た上で、当委員会に対し、審議する旨を提案すること。
- (オ) 上記(エ)で重要であると判断された事項に関連して、日本寄書の提出が企図されている場合は、その提出について、主査の了解を得た上で、当委員会に対し、審議する旨を提案すること。
- (カ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)の実施は、メーリングリストを活用した電子メール又は SG 関係者の参集により行う。

4 日本寄書

本委員会は、第 2 項(3)について、各事務局が提案する寄書のほか、当該 SG 等会合への対処方針を踏まえ、日本寄書とすべき旨の提案がなされたものは、以下のいずれかの事項に該当するかを考慮し、日本寄書としての提出についての可否判断を行う。

- (1) 勧告作成における基本方針に関するもの
- (2) 研究課題の新設、改訂等に関するもの
- (3) その他我が国として意志を明示することが必要又は有効なもの

5 その他

その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

別表 事務局^{注1}及び協力事務局^{注2}の担当

事務局及び協力事務局	担当 SG 等
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG2
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG5 (ICT と気候変動に関する課題を除く。) 及び SG15
情報流通行政局 情報流通振興課	SG5 (ICT と気候変動に関する課題に限る。)
情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	SG9
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG11
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG12
総合通信基盤局 電気通信技術システム課 ^{注3}	SG13
情報通信国際戦略局 通信規格課	SG16
情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室	SG17
情報通信国際戦略局 通信規格課	SG20
情報通信国際戦略局 通信規格課	TSAG
情報通信国際戦略局 通信規格課	RevCom

注1 事務局

情報通信国際戦略局通信規格課

注2 協力事務局

総合通信基盤局電気通信技術システム課(番号企画室を含む。)

情報流通行政局情報流通振興課(情報セキュリティ対策室を含む。)

情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室

注3 総合通信基盤局電気通信技術システム課には、番号企画室を含む。